

## 令和8年度分

## 民間体育施設定期利用団体の登録について（募集要項）

令和8年5月

民間体育施設のご利用を希望する団体は、下記をご確認のうえ、登録手続きをお願いします。  
なお、登録手続きに関するお問合せは、小平市文化スポーツ課へお願いします。

## 1. 利用できる民間体育施設

## (1) 体育施設

三菱電機ビルソリューションズ株式会社 テニスコート・体育館・グラウンド  
東京都小平市花小金井7丁目16番1号

## (2) 利用できる施設及び利用できる時間（区分）

令和8年7月1日から令和9年2月28日まで

	体育施設	利用日	利用時間	利用料金
1	テニスコート 1面	毎週月曜または水曜 ただし、祝日及び年末 年始を除く	3区分（各2時間） ・午前10時から正午まで ・正午から午後2時まで ・午後2時から午後4時まで	1,500円
2	体育館 2面 バレーボール・バド ミントン・バスケット ボール・卓球	毎週火曜または木曜 ただし、祝日及び年末 年始を除く	2区分（各3時間30分） ・午前9時30分から午後1時 まで ・午後1時から午後4時30分 まで	2,625円 ／面
3	グラウンド 1面 サッカー・ ソフトボール （野球は不可）	毎月第3日曜	2区分（各4時間） ・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで	3,000円

※利用期間を通して、同じ曜日の、同じ時間区分をご利用いただきます。

### (3) 留意事項

施設所有者（三菱電機ビルソリューションズ株式会社）の使用日、施設整備日、及び年末年始は利用できません。

## 2. 団体登録の条件

次の(1)～(4)の全ての項目に該当する団体です。

- (1) 団体の構成員が10人以上であり、全員が小平市内在住・在勤・在学者であること。
- (2) 団体活動（利用）として、曜日及び時間等を定め、定期的な利用ができること。
- (3) テニスコートは、団体の全員が18歳以上であること。
- (4) 体育館・グラウンドは、中学生以下で構成される団体は、18歳以上の責任者がいること。

## 3. 団体登録の方法

### (1) 登録方法

登録に必要な書類（5種類）を整えて、申込み先へ提出してください。

なお、様式は小平市ホームページ（<http://city.kodaira.tokyo.jp>）からダウンロードできます。

<登録に必要な書類>

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ① 令和8年度小平民間体育施設利用団体登録申請書 | (指定様式)   |
| ② 団体会則                   | (参考様式あり) |
| ③ 会員名簿                   | (参考様式あり) |
| ④ 市外居住者（在勤者・在学者）名簿       | (参考様式あり) |
| ⑤ 令和8年度 年間予定表            | (指定様式)   |

### (2) 申込み先

小平市民総合体育館（1階・受付窓口）

小平市津田町1-1-1 電話042-343-1611

※文化スポーツ課では、登録申込書類の受付はしていません。

### (3) 申込み期間

令和8年5月2日（土）～31日（日） 受付時間：午前8時30分～午後8時30分

### (4) その他

- ① 申込み期間の締め切り後の申し込みは、施設に空きのある場合のみ可能です。
- ② 1人が複数の団体の構成員になることはできません。（小平市立テニスコートの定期利用団体登録は除く）

- ③ 団体登録の内容は、各種問合せに対して公開します。  
公開する内容は、サークル名、活動場所・時間、代表者の方の氏名・電話番号です。
- ④ 各団体間で利用希望に重複がある場合は、年間予定表を考慮し調整します。
- ⑤ 1団体で定期利用ができる時間は、体育館は1週間に最大2面（3時間30分）です。  
テニスコートは1週間に1面（2時間）です。グラウンドは1か月1面（4時間）です。
- ⑥ 申込み受付期間以降、年間予定表の日程変更はできません。
- ⑦ 体育施設の営利目的での利用はできません。
- ⑧ 利用にあたっては、「三菱電機ビルソリューションズ体育施設利用上の注意」を遵守してください。

#### 4. 結果について

利用計画の調整結果は、令和8年6月中旬に各団体の代表者へ通知いたします。

#### 5. 登録申請終了後について

- ① 利用料金は、指定期日までにご納付いただきます。
- ② 予約日時に、三菱電機ビルソリューションズ株式会社の入口にて、利用料金の領収書を提示したうえで利用してください。
- ③ 利用者の自己都合によるキャンセルは、利用日の1営業日前までに利用者から小平市に連絡をした場合は、利用料はかかりません。納付済みの利用料は、還付（指定口座に振込）となります。
- ④ 天候不順等により利用を行わない場合は、利用者から小平市に連絡をしてください。この場合は、利用料はかかりません。納付済みの利用料は、還付（指定口座に振込）となります。なお、天候不順等の基準は、小平市立体育施設と同様です。
- ⑤ 毎月、使用実績について、文化スポーツ課へ所定の報告書を提出していただきます。

#### 6. 団体登録、手続きに関する問合せ

小平市地域振興部文化スポーツ課（市役所1階）

小平市小川町2-1333 電話 042-346-9612（直通）

問合せ時間：月曜～金曜（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時

※ 文化スポーツ課での登録申込書類の受付はしておりません。